










議会事務局			編さん番号			
起案	平成 19 年 2 月 20 日	施行	平成 年 月 日			
決裁	平成 19 年 2 月 27 日	完結	平成 年 月 日			
分類番号	002-007	保存年限	永年			
川 番号 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）					
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無			
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号 に該当（審議、検討、協議に関する情報）					
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）					
件名	議会運営委員会（3月市議会定例会の運営等について）会議録（要点筆記）					
伺い文	別添のとおり報告いたします。					
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	課 長	主 査	起案者 川野 道広  議事係 電話 2266
			 局次長 	 課長補佐 	 主任 	
合 議						公印承認
						文書主任
決裁後供覧						意見又は処理方針

(別紙)

1 件名 議会運営委員会会議録 (要点筆記)

2 日時 平成19年 2月20日 (火) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時42分

3 場所 議会会議室

4 議題 平成19年 3月市議会定例会について

5 出席者 榎本委員長、菅副委員長、吉田 (英)、松本 (進)、大関、池田、岩澤、松本 (佳)、

村岡、松本 (英)、村山、金子、永井の各委員

立石議長、磯部副議長

6 欠席者 飯塚委員

7 欠席者 市原議員

8 事務局 田口局長、森田局次長、安田課長、渡辺補佐、金子主査、川野主任

榎本委員長

おはようございます。
本日は、お忙しい中ご参集を賜り、ありがとうございます。
なお、飯塚源嗣議員から本日の委員会を欠席する旨の届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

開 会 午前10時00分

榎本委員長

それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
本日の出席委員は委員定数の半数以上であります。
はじめに、議長からごあいさつをお願いいたします。

立石議長

おはようございます。
本日は、2月16日に3月定例会の招集告示がなされたことから、その定例会の運営等について、ご協議をお願いいたします。
今期最後の調整となりますのでよろしくをお願いいたします。
また、今議会に私から、「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」、「川口市議会委員会条例の一部を改正する条例」を提出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

榎本委員長

これより協議事項に移らせていただきたいと思います。
本日は、去る2月16日付けで、3月定例会の招集告示がなされたことから、その運営等について、ご協議をお願いするものでございます。
それでは、はじめに、「会期及び日程（案）等」について、局長から説明をお願いいたします。

田口局長

1 3月市議会定例会について

3月市議会定例会の「会期及び日程（案）等」につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、上程議案でございますが、2月16日（金）の告示日に、各議員あて、すでに送付をさせていただいたところでございます。

(1) 平成18年度関係市長提出議案等について

ア 予算議案は6件で、その内訳は、

- ・一般会計 1件
- ・特別会計（国保・介護・競輪・下水・区画整理） 5件

でございます。

イ 一般議案

- ・条例議案 6件

でございます。

ウ 報告事項は、2件で、その内訳は、

- ・公用自動車による車両損傷事故に係る損害賠償の額を決定する専決処分の報告について 1件
- ・国民保護に関する川口市計画について 1件

でございます。

(2) 平成19年度関係市長提出議案について

ア 予算議案は16件で、その内訳は、

- ・一般会計 1件
- ・特別会計 13件
- ・企業会計 2件

でございます。

イ 一般議案は41件で、その内訳は、

- ・条例議案 21件
- ・訴えの提起議案 7件
- ・一部事務組合の規約変更議案 1件
- ・市道路線の認定議案 8件
- ・人事議案 4件

でございます。

なお、人事議案の内容につきましては、

- ・川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 1件
- ・人権擁護委員の候補者の推薦について 3件

でございますが、これらにつきましては、最終日、投票により採決を行なって参りたいと存じます。

また、現在、埼玉県営オートレース事業の引継ぎについて、県と協議を重ねているところでありますが、これに関わります議案として、「平成18年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算」が予定されております。

この議案の取り扱いにつきましては、委員会付託を考えた場合、2月23日（金）の開会日に配付をいたし、既に、提出されております平成18年度関係市長提出議案とあわせ、市長の提案理由の説明及び助役の議案説明を行い、質疑があれば質疑の後、所管の常任委員会へ審査を付託いたして参りたいと考えておりますので、よろしくご了承を賜りたいと存じます。

さらに、現在、給与制度等の見直しについて、職員組合と折衝を重ねているところでありますが、これに関わります議案として、「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」、「川口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例」が予定されております。

これらの議案の取り扱いにつきましても、委員会付託を考えた場合、2月23日（金）の開会日に配付いたし、既に、配付をされております平成19年度関係市長提出議案とあわせ、市長の提案理由の説明及び助役の議案説明を行なって参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、組合との折衝結果によることとなりますので、この点、よろしくご了承を賜りたいと存じます。

また、会期日程（案）でございますが、ただいま説明いたしました議案を追加いたし、開会日に議案とあわせ、改めて配付いたしたいと存じます。

なお、ただいま申し上げました議案につきましては、改めて議運を開催いたすことなく、議事を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく、ご了承を賜りたいと存じます。

(3) 請願について

請願についてでございますが、本定例会に請願の提出はありません。

(4) 会期日程（案）について

続きまして、3月市議会定例会の「会期日程（案）」でございますが、お手元に配付いたしております「会期日程（案）」のとおり、2月23日（金）から3月16日（金）までの22日間を予定いたしましたところでございます。

順に申し上げますと、まず、初日の議事でございますが、開会をいたしまして、「会期の決定」、「会議録署名議員の指名」に続きまして、報告事項といたしまして、「専決処分の報告」等を行なった後、3つの特別委員会の委員長報告をお手元の「会期日程（案）」の順によりまして、行なって参りたいと存じます。

続いて、市長提出議案第1号から議案第12号まで及び先ほど説明いたしました、議案第70号として、「平成18年度川口市小型自動車競走事業特別会計補正予算」の平成18年度関係の合計13議案を一括上程いたしまして、市長の提案理由の説明及び助役の議案説明を行いたいと存じます。

ここで、若干の休憩をとり、質疑があれば、この間に通告をいただきたいと存じます。

再開をいたしまして、質疑があれば行いたいと存じますが、この取り扱いにつきましては、各会派代表質疑をお願いいたしたいと考えております。

なお、質疑時間につきましては、申し合わせによりまして、各会派の基本時間15分に、それぞれ会派人数に5分を乗じて得た時間を加えまして、その時間以内ということをお願いいたします。

会派に所属しない議員さんにおかれましては、5分となりますので、ご了承をお願いいたします。

発言の順序につきましては、大会派順をお願いいたしたいと存じます。

質疑の後、平成18年度関係議案を所管の常任委員会へ審査を付託いたして参りたいと考えております。

次に、議案第13号から議案第65号まで及び議案第71号として「川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」から議案第73号として「川口市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例」までの平成19年度関係の合計56議案を一括上程いたしまして、市長の施政方針及び提案理由の説明を行いたいと存じます。

なお、ここで、概ね昼休憩を取ることにしようかと存じます。

再開後、助役の議案説明を経まして散会となる予定でございます。

初日の散会時刻は、概ね午後2時30分頃になろうかと存じます。

なお、平成19年度関係議案につきましては、3月7日（水）の一般質問終了後所管の常任委員会へ審査を付託いたして参りたいと存じます。

続いて、2月24日（土）及び25日（日）は、休会とさせていただきますと存じます。

次に、2月26日（月）でございますが、平成18年度関係議案の委員会審査を行いたいと考えております。

続いて、27日（火）及び28日（水）は、休会とさせていただきますと存じます。

次に、3月1日（木）でございますが、各常任委員会へ付託いたしました、平成18年度関係議案について委員長報告・質疑・討論・採決を行うため、本会議を開催いたしたいと考えております。

なお、採決の方法は、反対のある議案につきましては、グループ分けをして、それぞれ起立採決で、全員賛成の議案につきましては簡易採決をお願いいたしたいと

存じます。

次に、平成19年度関係議案に対する質疑並びに一般質問に係わる日程でございますが、今議会における発言者数につきましては、過日の各会派代表者会議におきまして、自民党3人、公明党3人、共産党4人、高志会1人の合計11人の報告を受けたところであります。

一般質問は3月5日(月)、6日(火)、7日(水)の3日間を予定いたしたいと存じます。

なお、発言者順序並びに発言者につきましては、後程、お諮りをいたしたいと存じます。また、発言通告は、2月28日(水)午前10時までをお願いいたします。

次に、3月12日(月)及び13日(火)でございますが、平成19年度関係議案の委員会審査を行いたいと考えております。

なお、当日は、当初予算の審査となりますことから、2日間を予定させていただいたところでございます。

さらに、最終日でございますが、16日(金)を予定いたしております。

最終日の議事について、申し上げます。

まず、監査結果報告を行い、次に、各常任委員会へ付託いたしました、平成19年度関係議案について委員長報告を行い、質疑・討論の後、採決をいたしたいと存じます。

なお、採決の方法は、反対のある議案につきましては、グループ分けをして、それぞれ起立採決で、全員賛成の議案につきましては簡易採決をお願いいたしたいと存じます。

ここで、概ね昼休憩をとることになろうかと存じます。

再開後、人事議案4件について、それぞれ市長の提案理由の説明の後、質疑・討論を経まして、投票により採決を行なって参りたいと存じます。

次に、「意見書」等の議員提出議案及び議員派遣の決定について日程追加のうえ、上程いたして参りたいと考えております。

なお、これらの追加議案等につきましては、改めて議運を開催いたすことなく、議事を進めさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめ、ご了承を賜りたいと存じます。

次に、助役の挨拶の後、最後に、市長から挨拶をいただきまして、閉会にいたしたいと考えております。

以上でございます。

榎本委員長

ただいま、局長から説明のありました「会期及び日程案等」について、何か質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

助役は挨拶するのか。

田口局長

今回の議案にもございますとおり、地方自治法の改正により助役から副市長となり、権限等も変ることとなります。このことから挨拶をいただくことといたしております。

榎本委員長

ほかに何かございますか。

－ な し －

榎本委員長

それでは、今定例会の「会期及び日程」については、局長の説明のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

－ 異議なし －

榎本委員長

ご異議がないようですので、ただ今の説明のとおり決定いたしました。次に、「一般質問の発言順序及び発言者」について、お諮りいたします。各会派の発言順序は、黒板に記載のとおりでよろしいでしょうか。

－ 異議なし －

榎本委員長

ご異議がないようですので、各会派の発言順序につきましては、黒板に記載のとおり決定いたしました。

発言者順序表を、事務局から配付願います。

－ 発言者順序表①を配付する －

榎本委員長

なお、この際、発言者につきまして、ご確認とご決定をいただきたいと存じます。（発言者：自民党－岩澤、公明党－大関、共産党－村岡、高志会－菅）

－ 各会派別表②のとおり発表する －

榎本委員長

それでは、発言者につきましては、ただ今の発表どおり決定させていただきます。この際、再度ご確認を申し上げます。発言通告書の提出につきましては、2月28日（水）午前10時までとなっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、請願につきましては、今定例会への提出がございませんので、よろしくお願いたします。

次に、先ほど、議長のご挨拶の中にもございましたが、「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」及び「川口市議会委員会条例の一部を改正する条例」の議員提出議案のほか、今定例会に提出を予定されている「意見書」等の議員提出議案がございましたら、文案の配付をお願いいたします。

－ 文案を配付する －

榎本委員長

ただ今提出されました「意見書」等につきましては、3月5日（月）の一般質問の初日、昼休みに小委員会を開催し、調整を願うということで、ご了承をお願いいたします。

なお、お手元に配付してございます「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」及び「川口市議会委員会条例の一部を改正する条例」につきまして、局長から説明をお願いいたします。

田口局長 4 意見書等議員提出議案（会議規則及び委員会条例の一部改正について）の取り

扱いについて

地方自治法が一部改正され、そのうち「議会制度の充実に関する事項」といたしまして、

- 1 専門的知見の活用に関する事項
- 2 臨時会の招集請求権に関する事項
- 3 委員会制度に関する事項
- 4 電磁的記録による会議録の作成に関する事項
- 5 専決処分要件の明確化に関する事項

が改正されたところであり、この改正に伴いまして、会議規則及び委員会条例の改正の手续が必要となります。

まず、会議規則につきましては、

① 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の議案提出権

改正前の規定においては、議案の提出は地方自治法第112条及び第149条から、議員の定数の12分の1以上の賛成者によるものか長による提出しか認められていなかったが、これを議会の実質的な審査を行う委員会にも議案を提出する権限を認めるもの。

② 会議録の作成等

行政手続等における情報通信の技術利用に関する法律が平成15年に施行されたが、同法では電磁的記録化を行いうる「行政機関等」に議会が入っておらず、議会の会議録を電磁的記録により作成することができなかったことから、昨今の電子化の波の中で議会の会議録の電磁的記録化も可とするもの。

がございます。

また、委員会条例につきましては、

① 議長による常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任

改正前は、閉会中において補欠選挙で当選した議員は直ちに委員として委員会活動に参加することができなかったが、当選後直ちに議会の実質的な審査機関である委員会の委員となることができるようにするもの。

② 会議録の作成等

会議録の作成等につきましては、会議規則で説明いたしました内容と同様に、議会の会議録の電磁的記録化も可とするもの。

がございます。

なお、以上4件のほかに、議員の複数の常任委員会への所属制限が廃止され、「議員は少なくとも一の常任委員になるもの」とされたところがございますが、過日の代表者会議におきまして、複数の常任委員会への所属はせず、現状のまま、一つの常任委員会の委員になることにご了承をいただいたところがございます。

さらに、当面の懸案事項といたしまして、「議会運営委員会の委員定数14名を12人とすること」、また、「民生文教常任委員会及び経済環境常任委員会を福祉環境常任委員会及び経済文教常任委員会」とし、「各常任委員会の委員定数を10人とすること」につきましても、過日の代表者会議におきまして、ご了承いただきましたことから、併せて委員会条例を改正いたしたく、お手元に配付しております「規則案要綱」及び「条例案要綱」のとおり、最終日に、議員提出議案として「川口市議会会議規則の一部を改正する規則」及び「川口市議会委員会条例の一部を改正する条例」を提出して参りたいと存じますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

榎本委員長

ただいま、局長から説明のありましたことについて、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

－ な し －

榎本委員長

ご意見がなければ、ただいまの説明のとおりご了承願います。

次に、議会改革小委員会の検討結果についてでございますが、このことにつきましては、前回の報告以降、12月13日、20日、1月12日、29日、2月5日の5回にわたり、小委員会を開催いたし、「4 その他改善すべき課題等」のうち「政務調査費に関すること」について協議を行なったところであります。

まず、12月13日に開催されました第13回の小委員会では、委員長試案として提出された政務調査費の使途運用基準（案）に対する各会派の検討結果について協議がなされました。

その概要は、「海外視察の旅費も加えるべきである」との意見、「調査旅費に日当を加えるべきである」との意見、「各種会合等の会費についても支出することを可とすべきである」との意見、「事務所費について、議員一人ひとりに保障すべきである」との意見、「レシートも領収書と見なすべきである」との意見、「基本方針に『政務調査費は議員として調査を行い、その結果を市民に還元すべきためのものである』旨の文章を加えるべきである」との意見、「カード決済を認めるべきである」といった意見があり、これらの意見を事務局で整理、検討し、次回の小委員会で報告の上、協議することとした次第であります。

次に、12月20日に開催されました第14回の小委員会では、前回の小委員会で出された意見について、事務局で整理、検討し、事務局のコメントを付した資料を提出し、その資料に対して協議がなされ、その結果、各会派の意見のうち使途運用基準（案）に組み込むことが可能な事項を組み込んだ（案）を作成し、再度、協議することとした次第であります。

続いて、1月12日に開催されました第15回の小委員会では、各会派の意見を組み込んだ使途運用基準（案）に対して協議がなされました。その結果、使途運用基準（案）については、概ね了承されましたが、「基本方針の文言について」、「日当の取り扱いについて」、「政務調査報告書について」、「海外視察について」、「領収書の保管方法について」、「カード決済について」、「領収書の添付について」、「個人情報の取り扱いについて」、「交付の対象について」は各会派持ち帰り、さらに、検討を深め、協議することとした次第であります。

次に、1月29日に開催されました第16回の小委員会では、前回の小委員会で持ち帰り検討となった項目について協議がなされ、まず、「基本方針の文言について」は原案のままとし、「日当について」は調査旅費に日当を加えることとし、「政務調査報告書」については別表2をやめ「政務調査報告書（個表）」に一本化し、「領収書の保管方法について」は原本を会派で保管し、写しを事務局に提出することとし、「海外視察について」、「カード決済について」、「個人情報の取り扱いについて」は原案のまま運用が可能なことから、原案のまま運用することとした次第であります。

なお、「領収書の添付について」、「交付の対象について」は各会派に持ち帰り、さらに、検討を深め、協議することとした次第であります。

続いて、2月5日に開催されました第17回の小委員会では、前回の小委員会で

持ち帰り検討となった項目について協議がなされ、まず、「領収書の添付について」は、すべての支出について領収書を添付することとし、また、「交付の対象について」は、会派に支給するが、各会派の運用により、会派又は個人で使用する事とし、収支報告書は3か月に1度提出することとした次第であります。

その結果、「政務調査費」の主な改正点は、「改選後から使途運用基準（案）に基づき行うこと」、「平成20年まで試行期間とし、その間に改善点が出た場合には、協議し改善すること」、「支給方法については、会派に支給するが、各会派の運用により、会派又は個人で使用する。なお、収支報告書は3か月に1度提出すること」でございます。

また、平成17年7月27日に第1回の議会改革小委員会が開催され、去る2月5日までの間に、計17回にわたり協議がなされ、ここに「検討結果報告」がまとめられました。

その内容は、お手元に配付してございますとおり、議会改革小委員会の設置経緯、検討項目、検討結果等でございます。

なお、検討結果のうち、意見の一致を見た項目といたしましては、「1 本会議のあり方について」のうち、「議会用語について」は、「わかりやすい言葉を使用するよう心がけること。また、議会で『議会用語を減らすこと』について検討したことを、理事者に対し申し入れること」、「川口市議会傍聴規則の一部改正について」は、「傍聴券の記載事項を氏名のみとすること（平成17年9月定例会から適用）」、「2 委員会のあり方について」のうち、「傍聴者に対する配布資料について」は、「常任委員会の傍聴者に、委員会付託表の写しを配布すること（平成18年6月定例会から適用）」、「川口市議会委員会傍聴規程の一部改正について」は、「傍聴申請書の記載事項を氏名のみとすること（平成17年9月定例会から適用）」、「傍聴人の報告について」は、「傍聴人の人数のみの報告とすること（平成17年9月定例会から適用）」、「特別委員会の資料について」は、「特別委員会の資料を全議員に配付すること（平成17年11月開催から実施）」、「委員会に出席する職員について」は、「委員会に出席する職員は必要最低限とし、現場での作業効率を上げること」、「3 視察のあり方について」のうち、「委員会視察の回数について」は、「特別委員会の視察について、議会運営委員会の正副委員長が議長に報告し、議長から各会派代表者及び各特別委員会の委員長に了解を取るなど、しかるべき手順を踏んだ上で、平成18年度の予算計上は見合わせる」、「海外視察について」は、「議会運営委員会の正副委員長が議長に報告し、議長から各会派代表者に了解を取るなど、しかるべき手順を踏んだ上で、平成18年度は従来の8人分から2人分に減額し予算計上する」、「4 その他改善すべき課題等」のうち、「政務調査費について」は、「平成20年3月までを施行期間とし、領収書の添付・公開を前提とした『政務調査費の使途運用基準』に基づき執行する。なお、試行期間中に改善すべき点が出た場合には、協議の上、使途運用基準を変更する（改選後適用）」、「請願について」は、「請願の押印は代表請願人のみとすること（平成18年3月定例会から適用）」、「議案等の配付について」は、「議案等を控室の机の上に配付すること（平成17年12月定例会から実施）」でございます。

また、意見の一致を見るに至らなかった項目といたしましては、「1 本会議のあり方について」のうち、「一般質問に関することについて」は、「再質問に対する聞き取り行為は行なわないこと」、「傍聴者の写真撮影の許可について」は、「傍聴者の写真撮影の許可制を緩和すること」、「3 視察のあり方について」のう

ち、「委員会視察の内容について」は、「常任委員会の視察は、当該委員会の付託並びに調査事件を原則にし、経費の一層の節減に努めること」、「視察内容、視察時間を充実させ、1泊2日の関東近県も視察先とするほか、民間企業の視察も検討すること」、「視察内容を個人でもまとめ、報告すること」、「個人視察について」は、「個人視察は政務調査費で行うこと」、「個人視察の金額を削減すること」、「4 その他改善すべき課題等」のうち、「旅費費目の減額について」は、「費目ごとに約10%削減すること」、「議長・副議長選挙のあり方について」は、「全員協議会を開催し、立候補表明する場を設け、議会運営のあり方を表明すること」、でございます。

また、そのほかの項目につきましては、「今後も継続して検討すべき」とのことでございます。

このことにつきまして、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

我が会派からも、委員が小委員会に参加しており、使途運用基準（案）については会派として了承している。

しかし、あえて議運の場で発言するが、基準（案）の「3 政務調査費として充当できない経費」の「(6) その他適当でない経費」として記載されている「飲食を伴う会合、親睦を目的とする会合等の経費」や「親睦会、レクリエーション等を目的とする会合に関する経費」について、議員であるがゆえに参加することが多数ある。会費や参加費として、3,000円や5,000円など、明確にされているものについては認めてもいいのではないかと、個人的には考えている。従って、これらの言葉を、あえて基準（案）に記載せず、削除したら良いのではないか。

榎本委員長

議員の活動について、政務と政治活動は表裏一体のものであり、委員指摘の議論も小委員会の中で交わされたことは事実である。

しかし、政務調査費の性格上、それらの会合の費用として充当することは無理であることから、使途運用基準（案）に表記したものである。

委員

町会の会合や総会の会費について、支出を認められるのではないかということから小委員会に提案したが、世の中の流れもあり批判的になってはいけないとの思いから、支出できない項目として記載したもの。会派内では認められても良いのではないかとの意見が出ていた。

自民党さんも、同様の理由から提案されたのではないか。

委員

我々の会派内でも同様の意見が出た。議員であるがゆえに呼ばれる会合が多数あるのも事実である。

しかし、他市の判例等を考慮した場合、やはりこれらの会合の費用に支出するのは問題があるのではないかという判断で、支出できないこととした。

政務調査費は、議員の調査研究に資する経費の一部であることから、飲食等に支出するのはまずいという判断である。

委員

議員活動の実態に照らしてあえて発言したが、皆が了解していればそれで良い。

榎本委員長

村山委員から、貴重なご意見をいただきました。指摘の部分の記載については、

この使途運用基準（案）が、他のどこからつかれても大丈夫なよう、万全を期したものとすべく考慮したものであります。

この使途運用基準（案）をもって、ご了承いただければと考えておりますが、他に何かご意見はございますか。

－ な し －

榎本委員長

ほかにご意見がなければ、ただいまの報告のうち、まず、「政務調査費」についてでございますが、主な改正点といたしましては、「改選後から使途運用基準（案）に基づき行うこと」、「平成20年3月まで試行期間とし、その間に改善点が出た場合には、協議し改善すること」、「支給方法については、会派に支給するが、各会派の運用により、会派又は個人で使用する。なお、収支報告書は3か月に1度提出すること」、「すべての支出について領収書を添付すること」でございますが、「政務調査費」につきましては、ただいまの報告のとおり対応することではいかがでしょうか。

－ 各会派了承 －

榎本委員長

それでは、「政務調査費」については、ただいまの報告のとおり対応することに決定させていただきます。

次に、「検討結果報告」についてでございますが、内容については先ほど報告したとおりでいかがでしょうか。

－ 各会派了承 －

榎本委員長

また、全議員に配付することについてはいかがでしょうか。

－ 各会派了承 －

榎本委員長

それでは、「検討結果報告」の内容につきましては先ほどの報告のとおりとし、全議員に配付することに決定させていただきます。

それでは、最後に「その他」の事項について、局長から説明をお願いいたします。

田口局長 6 その他

(1) 成田恵一議員の3月市議会定例会欠席について

成田恵一議員から、3月市議会定例会を会期を通して欠席いたしたい旨の届けが提出されておりますので、よろしく願いいたします。

(2) 理事者の3月市議会定例会欠席について

佐治建設部長が、体調不良により3月市議会定例会を会期を通して欠席することから、大野建設部審議監が出席いたしますので、よろしく願いいたします。

(3) 特別職の紹介及び挨拶について

・固定資産評価審査委員会委員 富田 均 氏（平成18年12月同意）
につきましては、開会前議場をお願いいたします。

・人権擁護委員 鈴木 省 三 氏（平成18年9月同意）につきましては、

開会前控室でお願いいたします。

(4) 任期満了に伴う記念写真の撮影について

3月16日(金)議会最終日でございますが、本会議閉会后、市民会館で任期満了に伴う記念写真の撮影を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

(5) 5月市議会臨時会の日程(案)について

5月市議会臨時会につきましては、5月18日(金)を予定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

榎本委員長

ただいま、局長から説明のありましたことについて、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

— な し —

榎本委員長

ご意見がなければ、ただいまの説明のとおり決定させていただきます。

それでは、本日予定いたしました協議事項は、終了いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

本日は、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時42分